マイナ保険証(マイナンバーカード)に関するお知らせ

2023年4月より オンライン資格確認システムの導入が 原則義務化となりました。 それに伴い、マイナ保険証の活用に より診療請求が異なります。 当院ではマイナ保険証の活用を推奨します。

マイナ保険証を活用しない場合

医療情報・システム基盤整備充実体制加算1(初診時)6点 →1割・2割(10円増加)、3割負担(20円増加)

医療情報・システム基盤整備充実体制加算3(再診時)2点 →1割・2割・3割(おおよそ10円増加)

マイナ保険証を活用した場合

医療情報・システム基盤整備充実体制加算2(初診時)2点 →1割・2割・3割(おおよそ10円増加)

再診時は負担増加なし

受診の際は、 マイナンバーカ*ー*ドを。

あなたのマイナンバーカードをお持ちいただければ、 同意することで、健診情報や処方された薬の情報などを見られるので、 医師もそれらの情報に基づいた診療が行えます。



どんないいことがあるの?

より良い医療が可能に!

本人が同意をすれば、 初めての医療機関等でも、 特定健診情報や今までに使った 薬剤情報が医師等と共有できる!



カードリーダーのある 医療機関等でマイナ保険証を 利用したとき、初診料等が 低くなる! さらに、災害時にも利用可能!

自身の健康管理に役立つ!

マイナポータルで 自身の特定健診情報や 薬剤情報・医療費通知情報が 閲覧できる!



手続きなしで限度額を超える 一時的な支払が不要に!

限度額適用認定証がなくても 高額療養費制度における 限度額を超える支払が免除される!



オンラインで医療費控除がより簡単に!

マイナポータルを通じた 医療費通知情報の自動入力で、 確定申告の医療費控除が よりカンタンに!



健康保険証としてずっと使える!

就職・転職・引越をしても 健康保険証としてずっと使える! 医療保険者が変わる場合は、 加入の届出が引き続き必要です。



※マイナンバーカードの健康保険証利用には、ICチップの中の「電子証明書」を使うため、医療機関や薬局の受付窓口でマイナンバー (12桁の数字) を取り扱う ことはありません。また、ご自身の診療情報がマイナンバーと紐付くことはありません。 ※従来の健康保険証が利用できなくなるわけではありません。